

郡山市公共工事現場パトロール実施要綱

平成19年8月1日制定

令和8年3月30日最終改正

[財務部契約検査課]

(目的)

第1条 この要綱は、郡山市が執行する土木建築等にかかる請負工事（以下「工事」という。）において、工事現場における安全管理、並びにパトロールに関し必要な事項を定め、安全管理の徹底を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 パトロールの対象とする工事は、郡山市が発注するすべての工事とする。

(現場安全管理点検)

第3条 監督員は、工事請負金額が1,500万円以上の工事現場の安全管理について、監督員現場安全管理点検表（様式1）に掲げる項目について毎月一回以上点検し、自ら監督をする工事現場における労災事故防止と安全管理の徹底に努めることとする。

2 監督員現場安全管理点検表は、毎月各課で取りまとめのうえ契約検査課に提出するものとする。

(パトロールの実施)

第4条 パトロールの実施については、工事担当課から提出された監督員現場安全管理点検表に基づき、各工事発注課における工事成績第二評定者ととともに契約検査課が随時行うものとする。

(台帳等の整備)

第5条 契約検査課長は、必要な帳簿を備えてパトロールの記録を整備しておくものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、パトロールの実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。